大網白里市学校給食事業検討審議会傍聴要領

第1条 目的

この要領は、大網白里市学校給食事業検討審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に係る手続き、 遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会議場の都合により、定員を変更することもできる。

第3条 傍聴の手続き

- 1 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。
- 2 傍聴の申込は、会議開始の15分前に会議場入口において受付を行い、希望者が定員を超える 場合は抽選により傍聴者を決定する。

第4条 会議場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼ す恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

第5条 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 会議中、傍聴者は発言しないこと。また、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- 3 携帯電話等、無線機器の電源を切ること。
- 4 飲食又は喫煙を行わないこと。
- 5 委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

第6条 傍聴者の退場

傍聴者は、委員長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。また、会議の進行を妨げる者に対しては、委員長が退場を命ずることができる。

第7条 委員長の指示

傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

第8条 違反に対する措置

- 1 傍聴者が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、委員長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。
- 2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は委員長が審議会に諮り、定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。